

入札監理小委員会における審議結果報告 「各種技能競技大会等に係る周知広報業務」

1. 事業の概要

(1) 事業の概要

○事業概要 [資料B-2 4/55 頁]

各種技能競技大会を実施する事業者及び大会を共催する地方公共団体等と連携を図り、演出家等をプロデューサーに配置するなどし、広く一般国民、特に次代を担う若者を対象に、国内外の各種技能競技大会を通じて技能に対する関心を喚起する魅力ある広報活動を展開する。

具体的には次の業務を実施する。

- ① 周知・広報活動実施計画等の作成 [同資料 18/55 頁]
- ② 国内大会に関する周知・広報 [同資料 19～21/55 頁]
- ③ 国際大会に関する周知・広報 [同資料 21～22/55 頁]
- ④ 2025 年国際大会の日本・愛知県への招致に関する周知・広報 [同資料 22/55 頁]

○事業期間 [同資料 4/55 頁]

令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日までの 1 年間 (第 2 期)

※事業評価は未実施

○事業の目的 [同資料 4/55 頁]

各種技能競技大会等の実施を通じ、広く国民に対し、ものづくりの魅力を発信し、社会における技能尊重気運を醸成するため各種技能競技大会等の推進事業を実施している。この事業の目的は、熟年技能者の引退に伴い、我が国の国際競争力の源泉である優れた技能の継承・発展が大きな課題となる中、技能労働者の地位の向上を図り、若年者のものづくり離れ・技能離れを防ぐとともに、若年者が進んで技能者を目指す環境を整備し、ものづくり人材の確保・育成につなげることである。

本業務は、大会事業で実施する各種競技大会や、技能五輪国際大会の我が国への招致について、大会事業受託者との緊密な連携を図りながら広報活動を展開することにより、大会事業の実施効果を大きく高めることを目的とする。

(2) 選定の経緯

各種技能競技大会等の推進事業の一部として実施していたが、平成 30 年度まで 1 者応札が継続していたことから、「各種技能競技大会等に係る周知広報業務」を分割して、令和元年度の公共サービス改革基本方針 (令和元年 7 月閣議決定) 別表において、新規事業として選定された。(自主的選定)

2. 競争性改善のために実施した取組

○民間事業者の入札参加促進のための取組

- ・入札公告の時期を早め入札公告期間を確保 [同資料 8/55 頁]
- ・具体的な業務内容を明記 [同資料 18～22/55 頁]
- ・従来の実施状況に関する情報について詳細な情報を開示 [同資料 50～55/55 頁]

- ・確保されるべき質として目標値（開閉開式を除く国内大会への来場者数、Web サイト及び SNS アカウントの閲覧数など）を設定[同資料 5～6/55 頁]

○第 2 期に新たに実施した取組

- ・総合評価方式の配点項目のワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標の一部変更 [同資料 49/55 頁]
- ・従来の実施に要した経費に委託費の経費別内訳を追加[同資料 50/55 頁]

3. 実施要項（案）の審議結果について

【論点 1】 新型コロナウイルス感染拡大防止等の影響を受け、令和 3 年開催の技能五輪国際大会が 1 年延期となったこと、日本・愛知県への招致予定の令和 7 年開催の技能五輪国際大会が令和 8 年以降開催となったことに伴う、本事業の業務への影響について

【対応 1】 ① 国際大会に関する周知・広報業務のうち、令和 3 年度に発生しない国際大会開催に伴う業務を削除し、周知広報業務に限定[同資料 21～22/55 頁]

② 厚生労働省が、令和 8 年以降に開催される国際大会の日本・愛知県への招致について、確定していないため、業務を実施しない場合があることを追記

[同資料 5/55 頁、18/55 頁]

また、ポスター・パンフレット等による周知・広報活動を削除[同資料 22/55 頁]

【論点 2】 新型コロナウイルス感染拡大防止等による本事業への影響は十分予測できるため、各種大会が無観客開催となった場合に柔軟に対応することが必要

【対応 2】 ① 新型コロナウイルス感染拡大防止等のやむを得ない理由により無観客開催となった場合、国内大会に関する周知・広報業務の一部は実施しない等の変更を行うことがある旨を予め追記[同資料 5/55 頁、18/55 頁]

② 確保されるべきサービスの質の来場者等への認知経路アンケートについて、無観客開催となった場合を考慮した記載に変更[同資料 6/55 頁、24/55 頁]

③ 国内大会に関する周知・広報業務の大会会場における競技動画中継等の実施について、定点カメラ及び移動式カメラでライブ中継が可能となるよう仕様を明確化

[同資料 21/55 頁]

【その他】 本事業は単年度で実施しているが、今後、競争性の確保の観点から複数年度での実施の可能性について、検討する必要があるとの意見があった。

4. パブリック・コメントの対応について

令和 2 年 10 月 9 日から 23 日までパブリック・コメントを実施した結果、1 者より意見があったところ、法律番号の追記などの形式的な修正等を行った。

以上